



- Information _____
- Event _____
- Consultation _____
- Recruitment _____
- Lecture _____

お知らせ

始めよう！ 参加しよう！

「ましき元気教室」

お友達やご近所など数人で、公民館分館や自治公民館などに集まって、気軽に運動を始めてみませんか？
初めの数回は、町の運動指導士が出張し、運動のやり方などをサポートします。

詳しくは、左記へ問い合わせてください。

サポートできる日時：

平日の午前9時～午後4時

☎ 保健福祉センターはびねす

☎ 234・6123

10月は

「食品ロス削減月間」です！

日本では、食料の多くを輸入に頼る一方で、年間約600万トンの国民1人当たりになると毎日ご飯茶碗1

杯分(約130g)の食べられる食品が廃棄されています。

食品ロスを減らすために、日常生活の中でできることを考えてみましょうか？

食品ロス削減のポイント：

- ・買い物は使う分だけ
- ・手前に陳列されている食品を購入
- ・消費期限と賞味期限を正しく理解
- ・もっと知りたい人は：

「消費者庁特設サイト」をご覧ください。

HP <https://www.no-foodloss.caa.go.jp/index.html>

☎ 県消費生活課

☎ 3333・2309

食品衛生法に基づく「営業届」の提出はお済みですか？

食品衛生法改正により、食品を扱う営業者は、原則「許可」が「届出」が必要になりました。

6月1日時点で、許可または届出不要業種以外の営業を既に行っている人は、11月30日までに営業届の提出が必要です。

提出先：施設を管轄する保健所
提出が必要な業種：

食品製造業、食品加工業、食品販売業、給食施設など。詳しくは、「食品営業届」で検索

☎ 県健康危機管理課 衛生環境室

☎ 3333・2247

労使紛争の解決に「あっせん」をご利用ください

県労働委員会は、解雇や労働条件の変更などの労働者と事業主とのトラブルについて、自主的な解決が難しい場合に、3人の委員が話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

手続きは簡単で、費用は無料です。労働者は正社員であるか否かにかかわらず利用でき、また、事業主も利用できる制度です。

「話し合いが進まない」、「早く解決したい」。そんな悩みをお持ちの労働者・事業主は、ぜひお気軽にご相談ください。

☎ 県労働委員会事務局

☎ 3333・2753

農薬の空容器は適正に処理しましょう

農業空容器は、産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄が法律で禁止されています。これらを処分するためには、専門の廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

そのため、J.A・経済連と農薬卸業者・販売店が連携して、各J.Aが回収日時・場所を設定することで、専門業者に一括して処理を委託しています。回収に関する日時、場所、方法および費用などの情報は、最寄

りのJ.Aから左記へ問い合わせてください。

☎ 県農業技術課

☎ 3333・2381

農業者の皆さんへ

収入保険加入緊急支援事業

県では、農業者が加入する収入保険の保険料に対し、支援を行います。
対象：令和3年度、新たに収入保険に加入する農業者(法人含む)
支援額：保険料(掛け捨て部分)の3分の1(上限6万円)

申請先：熊本県農業共済組合

※継続加入者への支援策もあります。詳しくは左記へ。

☎ 熊本県農業共済組合上益城支所

☎ 282・6565

